

磯子区青少年の地域活動拠点の運営団体の選定に関する要綱

制 定 平成 29 年 8 月 1 日 磯地振第 535 号（区長決裁）

最近改正 令和 3 年 12 月 6 日 磯地振第 843 号（区長決裁）

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、青少年の地域活動拠点づくり事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）第 2 条第 2 項及び青少年の地域活動拠点の運営団体の選定に関する要綱第 3 条第 2 項の規定に基づき、磯子区内で青少年の地域活動拠点を運営する団体（以下「運営団体」という。）について、公平かつ適正に選定するために必要な手続を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この要綱における用語の意義は、実施要綱の例による。

（運営団体の選定）

第 3 条 区長は、原則として運営団体を公募し、応募の申請をした団体の中から第 7 条の運営団体の選定基準に基づき、選定を行うものとする。

（運営団体の種類）

第 4 条 運営団体の種類は原則として、株式会社、特定非営利活動法人、公益法人、社会福祉法人、学校法人、任意団体（地域住民により組織された実行委員会などで区長が認めたもの。）とする。

（運営団体の応募資格）

第 5 条 運営団体は、本事業の実施にあたり、安定的に管理することの可能なノウハウ、実施体制、管理運営に不可欠な資格、経営基盤等が確保された団体であり、かつ、次の各号すべてを満たす団体とする。

- (1) 代表者又は役員が、以下の項目に該当しないこと。
 - ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行が終わっていない者
 - イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を今後受ける可能性がある者
- (2) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団経営支配法人等（横浜市暴力団排除条例（平成 23 年 12 月横浜市条例第 51 号）第 2 条第 5 号に規定する暴力団経営支配法人等をいう。）でないこと。
- (3) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しないこと。
- (4) 宗教活動及び政治活動を主たる目的としていないこと。
- (5) 法人税、法人市民税、消費税、地方消費税等の租税を滞納していないこと。
- (6) 労働保険（雇用保険・労災保険）及び社会保険（健康保険・厚生年金保険）への加入の必要がある場合、その手続きを行っていること。
- (7) 会社更生法、民事再生法による更正・再生手続き中でないこと。
- (8) 2 年以内に労働基準監督署から是正勧告を受けていないこと（仮に受けている場合には、必要な措置の実施について労働基準監督署に報告済みであること）。

(応募の申請)

第6条 応募の申請をしようとする団体は、区長が定める期限までに、次に掲げる書類を区長に提出しなければならない。

- (1) 申請書
 - (2) 申請者の概要に関する書類
 - (3) 事業計画書
 - (4) 収支計画書
 - (5) その他区長が必要と認める書類
- 2 前項に掲げる書類に関して必要な事項は、別に定める。

(運営団体の選定基準)

第7条 運営団体の選定については、次に掲げる事項等を総合的に判断して行うものとする。

- (1) 事業の趣旨について理解し、別に定める公募要項に沿った適切な事業提案を行い、かつその提案に基づいた運営が可能であると認められる団体であること。
- (2) 地域、区役所、学校等の支援や協力を得ながら、事業を効果的かつ効率的に展開することができる団体であること。
- (3) 本市において青少年の健全育成及び若者の自立支援を目的とした事業に、連携・協力できる団体であること。

(検討会)

第8条 区長が運営団体の選定にあたり、磯子区青少年の地域活動拠点運営団体の選定にかかる検討会（以下「検討会」という。）の各委員に意見を求めることができる。

- 2 検討会の運営に必要な事項は、区長が別に定める。

(運営団体選定評価委員会)

第9条 区長が運営団体の選定を行うにあたっては、磯子区青少年の地域活動拠点運営団体選定評価委員会（以下「評価委員会」という。）を設置することができる。評価委員会は、検討会の各委員の意見を参考に、団体の評価を行い、市長に評価内容を報告するものとする。

- 2 評価委員会の運営に必要な事項は、区長が別に定める。

(選定の公表及び報告)

第10条 区長は、選定結果を速やかに応募の申請のあった団体に通知するとともに、その結果を公表するものとする。

(協定書)

第11条 区長は、事業実施にあたっての基本的な事項や役割分担、個人情報保護の遵守等を明示した協定書を運営団体と締結する。

- 2 前項の協定で定める事項は、次のとおりとする。
- (1) 運営期間に関する事項
 - (2) 実施日、休業日及び実施時間に関する事項
 - (3) 本市が支払うべき経費に関する事項

- (4) 事業実施にあたり保有する個人情報の保護に関する事項
- (5) 事業報告に関する事項
- (6) 選定の取消及び運営の停止に関する事項
- (7) その他区長が必要と認める事項

(選定期間)

第12条 運営団体選定の期間は、選定期間の開始日の属する会計年度から起算して、5年目の会計年度の末日までとする。ただし、区長が特に必要と認める場合、区長は、選定の期間を別に定めることができる。

2 次の各号に掲げる事項により、運営することが適当でないと認めるときは、区長は、運営団体選定の取り消し、又は運営の停止を命じることができる。

- (1) 毎年度実施する業務実態調査及び事業評価の結果、運営団体として適当でないと認めるとき。
- (2) 事業運営にあたって本市との連携及び協力の姿勢がないとき。
- (3) 正当の理由なく、本市の指示に従わないとき。
- (4) 補助金の不正受給があったとき。
- (5) 事業実施中に利用者及び保護者等の信用を著しく失墜したとき。
- (6) 事業実施中に、営利活動、宗教活動又は政治活動を行ったとき。
- (7) その他運営団体として適当でないと区長が認めるとき。

(届出事項)

第13条 運営団体は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに文書をもってその旨を区長に届けなくてはならない。

- (1) 住所又は名称を変更したとき。
- (2) 代表者を変更したとき。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、区長が別に定める。

附 則

平成29年8月1日より施行する。

附 則

令和3年12月7日より施行する。